

横須賀市PTA協議会「こども110番の家」運動に係る見舞金支給規程

(目的)

第1条 横須賀市PTA協議会（以下、「当会」といいます。）は、当会が運営する「こども110番の家」運動に直接関連して、本運動の協力者等が傷害を被ったり、当会が指定する「こども110番の家」の登録建物（以下、「登録建物」といいます。）またはこれに收容されている動産が損壊（盗取または詐取されることを含みます。）した場合に、本規程の定めるところに従い、当該協力者等またはその遺族に見舞金を支払います。

(対象となる事故)

第2条 当会は以下に定める事故が発生した場合に、見舞金を支払います。

(1) 傷害見舞金

「こども110番の家」運動に直接関連して本運動の協力者等が傷害を被り、

- ①死亡した場合（死亡見舞金）
- ②後遺障害を被った場合（後遺障害見舞金）
- ③入院した場合（入院見舞金）
- ④通院した場合（通院見舞金）

(2) 財物損壊見舞金

「こども110番の家」運動に直接関連して、

- ①登録建物が損壊した場合（建物損害見舞金）
- ②登録建物内の收容動産が損壊した場合（收容物損害見舞金）

(見舞金を支払わない場合)

第3条 次のいずれかの事故または事由によって生じた事故に対しては見舞金を支払いません。

- (1) 協力者等の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- (2) 協力者等が次のいずれかに該当する間に生じた事由
 - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (3) 協力者等の妊娠、出産、早産または流産
- (4) 協力者等に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- (5) 協力者等に対する刑の執行
- (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区

- において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (8) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9) ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (10) ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - (11) 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金および通院見舞金についてのみ適用します。

（用語の定義）

第4条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

(1) 「こども110番の家」運動

当会が運営する「こども110番の家」に登録し、不審者から危害を加えられるおそれのあるこども等を保護する行為等の協力を行う活動をいいます。

(2) 協力者

当会が運営する「こども110番の家」に登録した者をいいます。

(3) 協力者等

協力者、協力者の配偶者、協力者もしくは協力者の配偶者と生計を共にする同居の親族（協力者の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。以下同様とします。）もしくは別居の未婚の子、または、協力者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイトを含みます。）をいいます。

(4) 登録建物

登録者の住居または店舗建物で、「こども110番の家」として当会に登録されているものをいいます。これに付随する庭、車庫、物置等を含みます。

(5) 収容動産

登録建物内の協力者等の所有物または賃借物をいいます。ただし、自動車、原動機付自転車は除きます。

(6) 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であつて、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。また、別表に掲げる後遺障害等級第1級から第3級までに掲げるものを重度後遺障害、第4級から第6級までに掲げるものを中度後遺障害、第7級から第14級までに掲げるものを軽度後遺障害といいます。

（登録）

第5条 協力者の登録は、所定の名簿等に以下の内容を記載することにより行います。

(1) 協力者の氏名および住所

(2) 登録建物の所在地および店舗の場合は店舗名

(事故報告)

第6条 協力者は、登録建物にこども等の駆け込みがあった場合は、事故の有無にかかわらず、遅滞なく当会にその旨を報告するものとします。報告がなくて事故が発生した場合は、当会は見舞金を支払いません。

(見舞金の支払額)

第7条 傷害見舞金については、協力者等1名1事故あたりの見舞金支払額を以下のとおりとします。

- (1) 死亡見舞金 : 1,000万円
- (2) 後遺障害見舞金 : 重度後遺障害のとき 1,000万円
中度後遺障害のとき 300万円
軽度後遺障害のとき 30万円
- (3) 入院見舞金 : 5万円
- (4) 通院見舞金 : 1万円

2. 財物損壊見舞金については、協力者1名1事故あたりの見舞金支払額は以下のとおりとします。

- (1) 建物損害見舞金 : 3万円
- (2) 収容物損害見舞金 : 3万円

(見舞金の請求手続き)

第8条 本規程に従い見舞金の支払いを請求する場合には、以下の書類を当会へ提出するものとします。

- (1) すべての見舞金について共通
 - ・事故内容報告書
 - ・見舞金請求書
 - ・公の機関による事故証明書
- (2) 死亡見舞金について
 - ・死亡診断書もしくは死体検案書
- (3) 後遺障害見舞金について
 - ・後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (4) 入院見舞金および通院見舞金について
 - ・医師の診断書(写)
- (5) 建物損害見舞金および収容物損害見舞金について
 - ・損壊した物の写真

(他の補償制度との関係)

第9条 本規程による見舞金の支払いは、他の補償制度により支払われる見舞金等とは無関係に行うものとします。

(本規程に定めのない事項)

第10条 本規程に定めのない事項については、協議の上、定めるものとします。

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したのものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第 8 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な

	<p>程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したのもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>
第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p>

	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃した ものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図

